

日本における人体解剖と献体活動の変遷

——関東地区の解剖体協議会の活動を中心に——

入江 宏¹⁾²⁾・浅野(星野) 安信³⁾・関野 佳久⁴⁾・郡 佳子¹⁾・橋本 泰央¹⁾

1) 帝京短期大学ライフケア学科 2) 帝京大学医学部・医療技術学部

3) 帝京大学医療技術学部 4) 東洋鍼灸専門学校

【抄録】

医師の教育にとり人体の解剖を行い正確な臓器の位置や構造を知ることがその働きを知ると同じように大事である。そのためには医師を志す学生は実際に人体の解剖を指導者のもとで半年程度をかけて行い、顕微鏡的観察とともに人体の臓器の正確な位置や形を知ることが必要とされる。しかしながら、歴史上、人を解剖することは近年まで許されなかったため、医学における人体の理解にはギリシャ以来サルを用いた解剖の図が使用されていたとされる。ヨーロッパではルネサンス以降に実際に人の解剖が行われ正確な解剖書が出来てきた経緯がある。そうした解剖で対象となった人体は主に葬られて間もない死体を墓地からの盗掘により入手していたとされる。日本においても江戸時代の末期から明治-大正にかけて行われた解剖遺体は刑死者が用いられた。解剖する主な目的がそれまで詳細が不明な人体の内部の構造を明らかにすることから、疾患や犯罪の解明をするともに医師を志す学生の教育に置かれるようになると学生実習に必要とされる遺体は数が多く必要となり刑死者の他に行旅死亡人や老人ホームの入居者、病気の原因を調べる目的の病理解剖後の遺体も対象となった。

戦後、監察医務院が設置され、死体解剖保存法が交付され法的に問題のないと判断された行旅死亡人や自殺者で引き取り手のない者を解剖実習に回すことが認められた。各大学への遺体の配分を円滑に行うための組織が必要となり、東京大学が中心となり刑務所や老人ホーム、市町村での行旅死亡人等を収集し希望する医科大学、歯科大学に提供する作業を円滑にする目的から関東地区では非営利の連絡機関として昭和23年11月中旬に遺体解剖収集協議会が創られた。しかしながら、同会による収集される解剖遺体が少ないことから各大学は当時から独自に老人ホームや病理解剖後の遺体を収集し学生教育にあてる傾向があった。

自身の身体を死後解剖し、医師の教育に役立ててほしいとする篤志家の運動が昭和30年以降全国的に盛んとなり、昭和30年東京大学解剖学教室内に白菊会が発足した。この運動は全国的にさかんになり各大学は白菊会に似た組織を作る傾向が見られたため、昭和48年にバラバラの会を纏めようとして東京大学、解剖学教室の解剖体協議会内に本部を置く、全国篤志解剖連合会ができ、献体を希望する人がここに登録し、各大学に割り当てる組織を作り献体運動を統一しようとした。

昭和58年献体法の成立と前後して、各大学はまた全国篤志解剖連合会からの照会者の他に各大学は独自に入会者を募集し、白菊会似た篤志家の会を大学ごとに運営するようになり、医師教育の目的の解剖遺体はほぼ充当され統一を目的とした全国篤志解剖連合会の活動は小規模化した。そのため、行旅死亡人や事件性がないと認められた遺体のみを扱う解剖体協議会の活動もまた減少したが、歯科大学や歯学部は医学部に比べ十分な遺体を確保しえない現状があり、また、コメディカルとされる医師以外の医療に従事する職種では解剖、特に運動器の詳細な構造を知る目的の引き取り手のない遺体を使用しての見学による教育の必要性が高まったことや、臨床医が新しい手術手技の開発等を目的とした局所解剖の要望が増加してきていることもあり、無縁の遺体を扱う解剖体協議会も完全に廃止することが出来ないのが現状である。法的に人体に直接手を下す解剖はあくまで医師または同等の資格があると認定された教育者の監督のもとで医師を志す者にのみ許されていることであり、献体活動とコメディカル等の解剖実習をどう行うか今後の問題として残されている。

【キーワード】 肉眼解剖、行旅死亡人、篤志家、献体、解剖体協議会

I. 系統解剖の明治までの経緯

正常な身体の形態と構造を研究する学問が解剖学であり、これを系統解剖という。そのためには解剖をするための人体が必要であるが、洋の東西を問わず、人体を解剖することは禁忌とされていた。そのためサルの解剖の図譜がギリシャ、ローマ時代の後、イスラムを経由してルネサンス期まで使用されていたとされる。ルネサンス期にベルギーのベザリウスは墓を盗掘することにより得た人体を解剖し、その図を画家に描かせ、ファブリカとエピトメーの2冊の本とした。

日本においては中国の人体の臓器の概念である五臓・六腑が理解の主流となっていたが、正確な人体の構造を知りたいとする考えが医師の間に芽生え、1754年山脇東洋が当時の京都所司代を務めていた小浜藩主に腑分けを申し出て、刑死した遺体を雑役が腑分けを行いこれを見学し、「臓志」にまとめたことが日本における人体の解剖を実際に見た最初の記録とされる。

明和8年(1771年)にオランダ語の解剖書に啓発された杉田玄白、前野良沢らは千住の刑場の刑死者の腑分けの見学を行い、ターヘルアナムとされるクルムスの解剖学書の正確な図に感銘し、これを翻訳し、「解体新書」に纏めたことは有名である。

南千住駅の近くの腑分けの行われた処刑場である小塚原はその後、回向院となったが、その記念の額が入口の壁にかけてある (Figure 1)。

その後腑分けは続くがその対象は幕府や明治政府等の許可を得て、刑場で刑が執行された後に当時刑死者に触ることが許されていた雑役の手により解体し、医師らはそれを見学することで行われていた。西洋では墓の盗掘により比較的新しい遺体を手に入れたようであるが、日本では盗掘により骨格標本を手に入れたような事実があるとされるが、埋葬後比較的新しい遺体を盗掘し、入手した遺体を解剖した記録は見られない。刑死者を解剖するという傾向は明治、大正を通し、昭和30年頃まで続いていた。

刑死者ではない一般の人が解剖される例は極めて少なく、吉村昭の著書「梅の入れ墨」によれば尾張藩士の宇都宮鉞之進という士族が江戸の神田お玉が池の種痘所が前身で後の東京大学、医学部附属病院となる大病院と言われた施設に

自身の死後、遺体を医学のための解剖に賦することを希望する旨の願い書が提出されたことが後の篤志家の献体といった行為のはじめとされている。この人は自身が重病にあった時にこの書類を書いて提出したもので、その後、宇都宮氏の体調は回復し解剖はなされなかったことが書かれている¹⁾。



Figure 1. 南千住の回向院の壁にある解体新書の翻訳にいたる腑分けの行われたことを示す記念碑

II. 日本における篤志解剖

生前の本人の意志や遺族の希望で行う解剖を篤志解剖という。また、学生の解剖実習用に自身の身体を供すること献体という。

日本での刑死者でない本人の意思で解剖されることを希望する篤志解剖の第1号は明治2年(1865年)、34歳の女性で‘美幾女(みき女)’とされる。この女性は遊女で、重篤な梅毒に罹患し、回復の見込みのない状態で療養所である‘梅毒院’に収容されていた。当時、遊女は死亡した場合には特に葬儀等を行わず、投げ込み寺とされる寺に遺棄されるのが習いとされ、戒名は与えられず、葬儀等も行われないことがしきりであった。‘みき女’は長年の治療に対する病院への恩義のためもあり死後解剖される意思を示し、この趣旨に親族もまた納得し、病院へ死後解剖してほしいとの願い書に捺印し、提出したとされる。明治2年8月13日に医学校(現在の東京大学医学部)で解剖となった。この例が日本での医学のための本人の意思による初めての解剖例とされ、今も東京大学(医学部)、博物館に‘美幾女(みき)’の標本が残っている。遺

体は東京都文京区白山にある「念速寺」に埋葬されている（Figure 2）。その後も梅毒院に入院していた患者が、解剖後に戒名や葬儀を行ってもらえることから、本人の意思により解剖される例（いわゆる篤志解剖）は第2号から第4号までが明治3年までにあつたことが記録されているが詳細は不明である。

明治初期の社会情勢の不安定な時期には政府に反対し捕縛され、刑死した者も多く、遺体は大学東校に搬送されて解剖になる例が多かった。例えば米沢藩藩士の雲井達夫は明治2年反乱分子として捕られ斬首となった。首は梟首となったが身体は大学東校に搬送され解剖された後、遺体は回向院に埋葬されている（Figure 3）。

解剖の目的も時代とともに変化し、解剖を行い人体の臓器の正確な位置や構造を理解しよう



Figure 2. 小石川植物園そばの念速寺にあるミキ女の墓の案内。



Figure 3. 回向院にある雲井達夫の墓。

とする目的よりは医師を志す学生の教育の過程で人体を理解させる教育の目的で解剖が行われるようになったため必要とされる遺体の数も多くなった。

Ⅲ. 明治時代から第二次世界大戦後までの経緯

第二次世界大戦後まで医学教育のための解剖は病院の患者で解剖される希望のあった者や刑死者が殆どで生前に自ら篤志解剖を申し出る例もときにはあったようだが、単発的であり、運動という程のものではなかった。この間の遺体収集についての詳細な記録は少ない。100年以上を経過した医学部、医科大学では100年誌が編纂されていることが多いが、解剖の遺体収集の方法について書かれたものは殆ど見られない。残念ながら遺体収集の経緯の詳細は不明であるが、当時の遺体収集は主に刑務所での病死、刑死の遺体で引き取り手のない者や療養患者とされる無料で治療を受けられる代わりに死後遺体を解剖体として提供するという制度と行旅死亡人とされる行き倒れの人、また、養老院で死亡し引き取り手のない者が解剖学教室との直接交渉により火葬される前に内密裏に解剖にまわされたことが記録に見られる。

明治以後、政府により公立や私立の大学・医学部や医科大学が創設され、明治38年（1905年）13校、大正8年（1919年）17校、昭和14年（1939年）26校、昭和44年（1969年）45校、平成30年（2019年）には82校と増加している²⁾。医学部、医学校等が増加し、学生の数が増すとともに教育の目的から必要とされる解剖遺体の数が問題となってきた。

Ⅳ. 第二次世界大戦後から死体蒐収協議会（死体解剖協議会）の成立

昭和21年12月11日、米国の占領軍の総司令部公衆衛生福祉部より厚生省に対して覚書「監察医務院設置の勧告」（APQ500号）がだされた。厚生省はそれを受けて、厚生省令第1号「死因不明死体の死因調査委に関する件」を発令し、昭和22年厚生省はこの覚え書きに基いて「東京都変死者等死因調査規定」をつくり監察医務院制度を実施した。昭和22年5月22日に前述の

法令により「大学等へ死体交付に関する法律」が施行され、この法律により、監察医が検案後または病理解剖後の死体で引き取りのない遺体については都道府県知事が医学または歯学の教育の目的で大学長より交付の申請があれば該当する大学に交付することができることとなった。昭和23年5月29日に東京都内の全医科大学、歯科大学解剖学教室の代表者として東京大学・藤田恒太郎名で司法解剖済み。また、未解剖の遺体で引き取り手のない遺体を交付してほしいとの要望書が東京都衛生局医務課長宛てにだされた。その返答として監察医が医学教育に適すると認めた死体のあった場合には衛生局医務課省から該当する大学に連絡するので、当日中に遺体を引き取るようにとする回答が出された。

戦後日本の社会の混迷状態にあった昭和20年代には医学性の教育のための遺体は主に行旅死亡人（‘行き倒れ’）が対象であったようで、解剖教育のための遺体収集は苦労があったと思われる。昭和23年12月1日に順天堂大学がまた12月3日に東京大学が死体の交付を監察医務院から遺体を受け入れている。しかしながら、その数は限られており、現在のように医学生の全員が十分に解剖実習をする数とは比較しえない状態であった³⁾⁴⁾。

以上の経過から主に関東一円の大学への遺体配布の円滑性を目的とした死体蒐収協議会が開設された。この組織は行旅死亡人や事件性のないと認められた監察医務院での遺体や警察を経由した法的に問題がないとされた遺体についてこれを必要とする医学部や医科大学に配る手続きを円滑にする目的で成立し、当時独立した建物を持たない監察医務院の仕事のうち、大学への遺体を渡す作業を円滑にする目的で東京大学解剖学講座の中に死体蒐収協議会が置かれ、初代理事長を東京大学、藤田恒太郎教授がつとめた。これにより法的に問題のないとされた遺体を各大学への分配をする事務手続きは東京大学と一部は慶応大学がこれを担当した。昭和28年からは死体蒐収協議会から死体解剖集収協議会に昭和38年からは死体収集協議会（通称、解剖体協議会）と改称し、この会の参加校も増え、主に関東地方にある大学医学部、医科大学、歯学部、歯科大学が参加した。1980年（昭和55年）には15校が参加している。そのため協議会の取り扱う遺体は行旅死亡人等や病理解剖後の遺体

等の学生実習用としては不適當な遺体も医学の学生教育にかなり使われた。Figure 4は解剖体協議会と遺体の交付の手順を示す解剖体協議会編の手引書の図を示す³⁾。

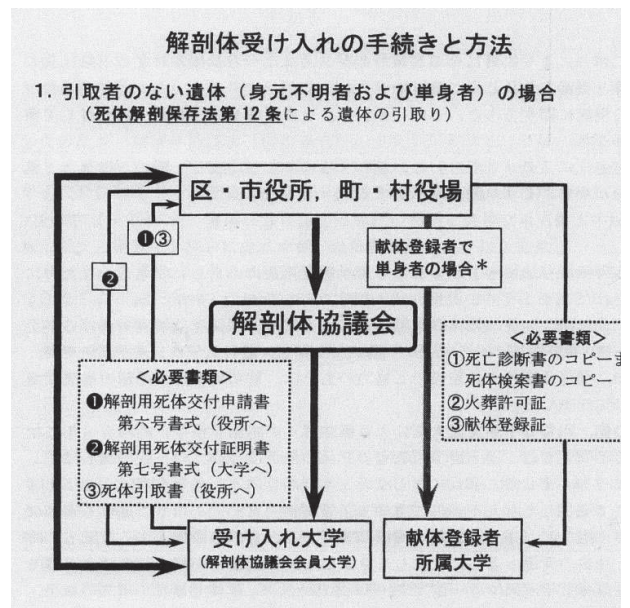


Figure 4. 解剖体協議会の解剖教育用の遺体の受け入れと配布を示す。

遺体交付を希望する医科大学や歯科大学は解剖体協議会に定額の年会費を支払い遺体の交付を受けている。解剖体協議会の運営の資金として参加各校からの年会費の他に別に供与を受けた大学は配分体数に応じて死体集収協議会に未解剖の死体1体300円、解剖後死体1体200円の費用が中間機構である解剖体協議会に支払われた。この費用は昭和35年以降それぞれ1,000円、500円と変更されている。支払われた費用も死体集収協議会の渉外費、通信費、連絡員手当等の運営に充てられたものと思われる。

こうした状況の詳しい運営費の出所の詳細は不明であるが、おそらくは前述した各遺体に相応の価格が払われ、これが解剖体収集協議会（解剖体協議会）への参加費とともに運営に充てられていたものと思われる。2010年までの解剖体協議会の会計報告の概要はまとめられ製本されて2011年に帝京大医学図書館と慶応大学、解剖学教室に保存されている。また、一部は解剖体協議会60年に記載されている³⁾⁴⁾。

V. 昭和24年6月10日 死体解剖保存法、昭和28年12月8日 死体解剖保存法施行令の公布と献体活動

昭和24年6月10日に死体解剖保存法が公布された（Table 1）。

この法律は解剖保存法の第1条に「この法律は、死体の解剖および保存ならびに死因調査の適正を期することにより、公衆衛生の向上を図るとともに、医学の教育に資することを目的とする」とあり、この法律が解剖に関する手続き、行為、解剖後の処理保存等を規程したもので、それまでは解剖の法的な根拠が曖昧であったことから医学での解剖を法的に問題はないとしたものであり、そのため特に罰則というものはない。いわば倫理規定といったものである。

Table 1. 死体解剖保存法、献体法等の公布年度（解剖協議会の60年より）

解剖遺体の収集と解剖に関しては以下の法律により規制されている。

死体解剖保存法（昭和24年6月10日 交付）
 死体解剖保存法施行令（昭和28年12月8日 公布）
 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律（献体法）（昭和58年5月25日 施行）
 死体解剖保存法、死体解剖保存法施行令の全文と献体法の全文については資料及び文献に掲載した。

当時は監察医務院の働きが目立ち、死体集収協議会を通して昭和22-29年までに年平均45体、昭和30-39年では年平均115体が関東地区の医学部・医科大学、歯学部・歯科大学に交付されている。監察医務院からの遺体に限らず、老人ホームや有志の人も含めて集め各大学に連絡する円滑な遺体の搬入ルートの一環として死体集収協議会の存在意義は大きかった。所謂、‘行き倒れ’である行旅死亡人や病院の患者で生前に解剖の申し出のあった者、また、老人施設の身寄りのない遺体が供給原であったが、収集される遺体の数は医学生の数に比して依然として少なく、均等に配布するには限界があった。Figure 5はこの間の解剖体協議会の成立とその後の経過を示し、このルートでの遺体収集は医師教育に十分な遺体が確保されないことや今後献体が必要であることを伝える記事で、解剖学教育用の遺体の確保が十分に進まないことから、当時から各大学は独自に遺体を収集する傾向が見られ、また、当時から一般の市民が死後自らの身体を

解剖遺体として大学の学生の教育に使用することを可とする篤志の人が増加する傾向が見られた。この医学のために死後自身の身体を提供することを「献体」というが、昭和30年に白菊会のような死後医学のために自身の遺体を解剖することを由とする篤志家の団体も見られるようになった。



Figure 5. 昭和48年1月25日 読売新聞の解剖遺体の不足と献体の記事。

VI. 献体の啓蒙と篤志家の団体の成立、献体法の公布

第二次世界大戦後、医師養成の目的で、大学の医学部の増設、医科大学の創設が増え、学生が増加するとともに医師の養成のための解剖の授業で使われる人体の必要な数が増加し解剖遺体の確保がより大きい問題となった⁵⁾⁶⁾。

昭和30年関東地区では東京大学、藤田恒太郎教授らが主となり、倉谷利助氏ら努力で献体の会である‘白菊会’が創設され、刑死体や行旅死亡人などではなく、主として医学生の勉学の目的に自身の身体を使うことを由とする趣旨に賛同する一般の人が生前に会に入会し、死後、主として医学生の勉学のための解剖体となる献体活動が行われるようになった。昭和36年（1961年）に京都大学の京大白菊会、昭和37年（1962年）に名古屋大学の不老会等が創立された。

著者の一人（入江）は昭和44年に解剖実習を

したが、この時倉屋利一氏が献体活動の講演のため金沢大学、医学部に來られて献体の意味について実習室で講演したことをいまでも覚えている。金沢大学の金沢大学しらゆり会は1969年（昭和44年）に創立された。こうした運動は倉屋利一氏を中心とする白菊会が初めてではなく、医師の教育のために死後、遺体を医科または歯科の大学へ無報酬を条件に提供するという献体運動がこの当時全国的な広がりを見せた。

Figure 6 は全国的な篤志家の会の一例の金沢大学のしらゆり会の創立を伝える新聞記事である。東京大学、解剖学講座に本部をおく白菊会の理事長であった倉屋氏が金沢大学で講演されたこともこうした献体運動を統合させる意図で全国を回っていたものと思われる⁷⁾。その後、全国的な団体の統一はしえなかったものの主に関東地区にある団体を集め事務所を東京大学解剖学講座におく篤志解剖全国連合会が昭和46年に創設された。Table 2 は経年的な協議会と献体活動の年表を示す。全国の白菊会等の献体者の会の統合し、事務処理を円滑にし、また、恒常的に

遺体を確保することが目的で東大の遺体収集協議会（解剖体協議会）の中に篤志解剖全国連合会の事務所がおかれ、協議会は篤志解剖全国連合会の事務を兼務するような機関となった。その後、篤志解剖全国連合会への各大学の篤志解剖の会の献体活動の統合はならず、東京周辺の関東地方の大学に留まったが、その存在は昭和40-60年の頃は重要であった（Table 2）⁷⁾。

Table 2. 解剖体協議会と献体活動の年表（解剖体協議会の60年より）

協議会	献体運動
昭和21年12月11日 占領軍の総司令部公衆衛生福祉部より厚生省に対する覚書「監察医務院設置の動向」(APQ500号)がなされた。	
昭和22年1月17日 厚生省はこの覚書に基づいて厚生省令第1号不明死体の死因調査に関する件」を発令した。	
昭和22年 東京都は「東京都変死者等死因調査規定」を作り監察医務院制度を実施した。	
昭和22年9月22日 「大学等へ死体交付に関する法律」が実施された。	
昭和22年11月27日 衛生局長により都内関係大学長宛て通達（監察医が医学教育に適すると認められた死体のあった場合、衛生局医務課長により連絡するから当日中に引き取られたい。）が出された。	
昭和23年3月 監察医務院の開院	
昭和23年5月29日 東京大学教授、藤田恒太郎の名で東京都衛生局医務課長宛依頼書(内容は監察医務院において解剖された死体を含めて、引き取り手のないものを解剖研究用として交付してほしいというもの)が送付された。	
昭和23年6月18日 承認の回答を得る。	
昭和23年11月中旬 死体交付の連絡機関として「死体蒐集協議会」を東京大学内に設置(会則はない)	
昭和24年6月10日 死体解剖保存法の施行	
昭和29年度後期から「死体収集協議会」昭和35年度からは「死体収集協議会」と改名して昭和23年から昭和39年度まで事業を行った。	昭和30年9月16日 東京大学白菊会結成(会員13名)
昭和35年頃から死体収集協議会は東京大学に九よる収集状況が悪化するともに各大学が独自の収集源を求める機運が生じてきた。しかしながら、各大学が個々の立場で収集業務を行うことは弊害が予想された。	昭和36年 京都大学白菊会、名古屋大学不老会の発足等
昭和38年5月10日 死体収集協議会の成立	
昭和39年4月1日 藤田恒太郎急逝	
昭和39年5月12日 定例理事会で細川 宏教授(東京大学)が理事長に選出された。	
昭和39年8月27日 藤野係長(東京都民政局)、森本義典(東京都民政局)、浅沼係長(東京都衛生局)と各区担当者として死体解剖保存法に関する質疑がなされた。	医学、歯学の解剖用に死後遺体を医科または歯科の大学へ無報酬無条件に提供する篤志家の集まりである献体運動は基本的に就職から大学単位で行われた経緯がある。
昭和39年10月6日 金田一郎、佐伯徹(厚生省医務局医事課)、森本義典、浅沼係長(東京都衛生局)と各区担当者として死体解剖保存法に関する質疑がなされた。	昭和45年 日本解剖学会による解剖体委員会の設置
昭和46年 解剖体協議会と改名	昭和46年 篤志解剖連合会の結成
	昭和54年秋 日本学術会議が献体法制定の報告決議を行った。
	昭和55年 大平総理大臣による「献体登録に関する法制化の促進についての報告」
	昭和57年9月 文部大臣からの献体者への感謝状の贈呈
	昭和58年4月 篤志解剖全国連合会38団体 関係77大学・学部が加盟 会員総数 全国で約4万人
	昭和58年5月18日 献体法(医学及び歯学の教育のための献体に関する法律)の公布



Figure 6. 1969年9月28日の新聞に見られる献体の会の創立を伝える記事。

昭和58年（1983年）に医学および歯学の教育のための法律（献体法）が公布された（Table 1）。この法律は医学・歯学の学生教育のため遺体の収集活動をより円滑にする目的で制定されたもので、死後、医学教育の目的で解剖に供しても良いと意思表示し、その篤志家自身が距離的に近い大学の白菊会等に登録することにより、死後円滑に遺体が大学に搬送され、主に学生実習用の解剖に供されるための法律である。

献体法は献体活動の運用を容易にした法律

で、法的には昭和24年に制定された死体解剖保存法より下位にあるが、実際の解剖にあたり死体損壊罪や尊厳維持等の問題を生じることがあり死体解剖保存法より上位の刑法が適用される可能性が無視しえない問題である。

献体法が成立し、倉屋氏の篤志解剖全国連合会は前述したように当初その事務所は東京大学、解剖学講座の解剖体協議会内におかれ、関東地区とくに東京周辺の医学部、医科大学、歯学部、歯科大学の献体活動は死体収集協議会内に本部を置く篤志解剖全国連合会に同時に加盟し、参加大学はこれにも年会費を支払い、年1回の日比谷公会堂等での篤志解剖全国連合会の定期の集会に参加することに加え、各大学は独自に篤志解剖全国連合会から割り当てられ登録された大学内の白菊会会員の慰労会を年に1-2回程度開催し、臨床医を招いて会員のために最近の医療の講演や高齢者の疾患を中心に講演会を開いたり、昼食会を開いたりするようになった。こうした会の成立により解剖遺体の確保ができるようになり、戦後からの日本経済回復の影響もあるが、行旅死亡人は数が減少し、解剖体協議会の扱う遺体の数は減少した〔Figure 7 (矢印)〕。

各大学の医学部は協議会内に存在する篤志解剖全国連合会と各大学内の白菊会の両方に事務を取り扱う人員を置いたため、限られた大学の事務員の労力が多くなることや維持のために大学が負担する経費が二重となることから各大学は篤志解剖全国連合会から次第に独立する傾向が生まれ、大学は篤志解剖全国連合会から離れ、独自に白菊会またはそれに似た名称の献体を希望する篤志家の会を持つようになった。帝京大学も解剖体協議会内の篤志解剖全国連合会から平成14年(2003年)に慶応大学とともに退会し新規に「帝京大学・白菊会」として独立し、2011年の時点で会員はほぼ150人程度の会を解剖学教室が中心となり運営して現在にいたっている (Figure 8)。

こうした献体の会ができると学生実習用の遺体の収集は容易となり、各大学は協議会からの旅客死亡人等の遺体をあてにする必要もなくなり、図7に見られるように協議会を経由する行旅死亡人等の遺体は昭48年(1978年)以降、献体活動がさかんになるにつれ取り扱われる遺体の数が減少している事実からも明らかである。

全国連合会からの退会後に各大学は特に問題

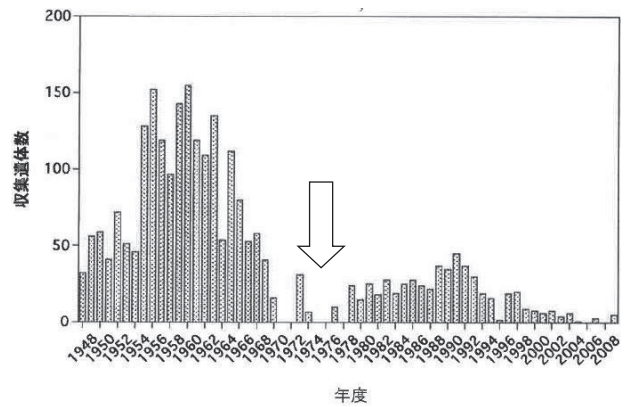


Figure 7. 経年的にみた解剖体協議会で収集し、各大学へ配分した遺体数。解剖体協議会での遺体収集は白菊会等の成立とともに減少している。(1969-1971年、1975、76年、1977、1978年、2006、2008年は記録がない。)



Figure 8. 帝京大学白菊会 (2010年12月) の集合写真

なく、その大学名を冠した白菊会の名称を使用していることが多く、帝京大学も帝京大学白菊会として、会員を登録し、解剖慰霊祭を毎年6月に行い、大学独自に臨床医やその時の話題の医療の事項について講師を依頼し講演会を行い、その後食事会等を行っている。

但し、もとの篤志解剖全国連合会に所属していた際には篤志家は解剖後の翌年に文部省から感謝状が (Figure 9) 帝京大学では解剖の翌年の6月に行われる解剖慰霊祭後に遺族にわたされていたが、篤志解剖全国連合会を退会した大学の篤志家には出されていない。この点は今後、篤志解剖全国連合会を退会した各大学が同様の賞状を別に出すか、篤志解剖をされた篤志家に一律に国から遺族に感謝状を出すような方向を考える必要があるかもしれない。



Figure 9. 感謝状（日本財団図書館⁸⁾より）

VII. 平成から令和の献体活動の変化と解剖体協議会の現状について

献体や篤志解剖といった言葉が一種の啓蒙となり、最近では殆どの方が医学生教育におけるその意味を知っている。日本社会の核家族化が進むとともに家や墓を守るといった観念がうすくなり、親が自分の葬儀や法事等で子供に経済的にも負担をかけたくないという考えもあり大学の白菊会等に献体し、大学での年1回の法要を希望し、供養をしてもらう方が永続性があり、経済的にも負担が軽くなることから献体を希望する人が少なからず増え、2010年代では多くの医学部、医科大学で白菊会の入会希望者が増加している。しかしながら、その年度に1つの医学部、医科大学で解剖に必要とされる遺体の数は30体程度で、解剖後遺体が家族に返されるまでの時間（家族によっては正式な葬儀を遺体返却後行う場合もある）、いわゆる待ち時間が3年以上と長すぎる例もあることや、また、大学の解剖遺体の保存庫の数にも限りがあるので、最近では4月の年度変わりからその年度の何月までの希望者のみを入会させるといった制限を設ける傾向も大学の一部に見られる。

以上述べてきたように医学教育における遺体の収集は遺体収集協議会（解剖体協議会）や白菊会の活動とともに改善し、司法解剖後や病理解剖後の遺体を学生が解剖したりする例は殆どなくなり、医師教育の目的の遺体の確保はほぼできるようになった。しかしながら、歯学部、歯科大学に関しては医学部、医科大学に比較して献体を希望する人が極めて少ないことがあり、

現在でも解剖体協議会の助力による遺体の確保を希望する傾向がある。そのため、解剖体協議会は完全に活動を停止することができない事情がある。

また、最近の平成から令和にかけてコミディカルの学生のための運動器や神経等が主体の実習において見学による教育のための恒常的に展示する実物標本で返却を必要としない遺体や、また、柔道整復師の教育等では実際に運動器等の局所解剖にある程度の参加したいとする希望もあることや、また、臨床医が新しい手術手技の開発や向上を目的とした局所解剖等に遺体を使わせてほしいとする医師の新たな要求の問題等もある。しかしながら死体解剖保存法によれば人体解剖が医師または同等の知識があると認められた者に許されるとする関係もあり、今后慎重に取り扱うべき問題が残されている。

【謝辞】

論文の作成投稿するにあたり、機会をあたえて下さった紀要の編集者の方々、帝京短期大学柔道整復専攻の先生方に感謝します。

【文献】

- 1) 吉村 昭 (2000) 梅の入れ墨, 新潮文庫
- 2) 坂井建雄 (2019) 20世紀以降の日本の医学, 医学の歴史 医学書院 pp. 510-527.
- 3) 解剖体協議会の60年 (2010) 富士見印刷.
- 4) 細川 宏 (1965) 死体収集協議会のあゆみ: 解剖学協議会編 pp. 34-35
- 5) 解剖学教育と献体 (2014) 広島大学技術センター報告集 第7号 pp. 12-20
- 6) 坂井建雄 (2011) 東京大学医学部で始まった人体解剖実習 144-198, 日経印刷株式会社
- 7) 佐藤達夫 (2007) 日本の献体活動 解剖学雑誌 pp. 8263-8271
- 8) 日本財団図書館 (<https://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2002/00733/images/040.jpg>, 2024年9月27日)

History of human dissection and body donation in Japan

—Focusing on the activities of the Anatomical Body Council in the Kanto area—

Hiroshi IRIE¹⁾²⁾ • Anshin ASANO-HOSHINO³⁾ • Yoshihisa SEKINO⁴⁾

Yoshiko KOORI¹⁾ • Yasuhiro HASHIMOTO¹⁾

1) Department of Life Care, Teikyo Junior College 2) School of Medicine, Teikyo University

3) Faculty of Medical Technology, Teikyo University 4) Toyoshinkyu College of Oriental Medicine

[abstract]

Dissecting the human body and accurately knowing the location and structure of organs is as important as knowing the functions of those organs for the education of doctors. To this end, students who aspire to become doctors are required to actually perform dissections of human bodies. However, human dissection was prohibited in both the East and the West until the 19th century historically.

After the Renaissance, actual human dissections were carried out and accurate dissection texts were published. The influence of this movement extended to Japan, and human body dissections began to be carried out in Japan. However, from the end of the Edo period to the Meiji and Taisho eras, and for a while after World War II, the bodies submitted for autopsy were mainly those who died in executions, those who died while traveling, and the elderly people without relatives.

The Post-world war II, Corps Autopsy and Preservation Law was enacted, and it became legal for doctors to dissect human bodies. The Medical Examiner's Office, established by the postwar GHQ, confirmed that there was no crime, and handled unclaimed bodies. The body mentioned above was distributed to medical and dental schools that requested it through the Anatomical Body Council, whose headquarters was established within the University of Tokyo. However, as the number of medical and dental schools increased after the war, there was a shortage of cadavers for practical training, and cadavers that had been pathologically dissected even were also used for practical training.

Approximately 20 years later from post war, the body donation movement by benefactors who wanted their bodies to be used for student education after their death became popular, and each university began to have its own benefactor organization. As a result, the bodies of donator were appropriated for dissections for the purpose of educating doctors.

However, there have been cases for student education in recent years where bodies are being supplied in excess of what is needed. As a reason, recent social trends such as nuclear families, the tendency for families to pass on graves has decreased, and people are now requesting burial at universities after autopsies. Under this situation, the significance of the existence of the Anatomy Body Council handled dead travelers has diminished.

This paper will explain this situation, focusing on the activities of the Anatomical Body Council in the Kanto area, and will explain these new issues that have arisen.

[Key words] Gross anatomy, unidentified bodies considered to be travelers, donator, body donation, Anatomy Corpse Council